第4回山陽小野田市下水道事業検討委員会

開催日時	令和3年2月2日(水)14時00分から15時15分
開催場所	須恵公民館(第1、第2研修室)
出席者	下水道事業検討委員会委員7名
	北條信委員、小林剛士委員、堀川順生委員、岡本志俊委員、内藤美恵子
	委員、中川正治委員、大谷春樹委員
	事務局8名
	河田誠 (建設部長)、高橋雅彦 (建設部次長)、藤岡富士雄 (課長)、熊川
	整(課長補佐)、中村扶実子(主査)、河内和雅(計画係)、鶴岡徹也(計
	画係)、辻岡敏司(管理係)
会議次第	1 開会
	議事
	(1) 住民説明会の結果報告
	(2)公共下水道全体計画区域見直し(案)について
	(3)汚水処理施設整備構想(案)について
	(4)提言書(案)について
	2 その他
	3 閉会

1 開会

議事

- (1) 住民説明会の結果報告
- (2)公共下水道全体計画区域見直し(案)について

委員長:議題1について事務局から説明をお願いします。

事務局:議題1、2は関連しますので、あわせて説明させていただきます。

「公共下水道全体計画区域の見直し(素案)について」という内容で、中学校区単位の市内全6会場で11月1日から9日までで、時間は19時から、住民説明会を開催いたしました。参加人数は、全体で8人でした。

住民説明会での主な意見といたしましては、

- ・人口減少が見込まれる中、浄化槽への転換はやむを得ない
- ・合併浄化槽の維持管理の把握方法をどうするのか
- ・合併浄化槽の維持管理費用への手当はないのか
- ・老朽化施設の改築を行いながら新設の事業費をまかなえるのか
- ・将来的に下水道が整備されると聞いていた
- ・側溝の清掃が高齢化により維持できるか不安

などがありました。

公共下水道全体計画区域の見直しの内容については、一定の理解が得られるものの、合併浄化槽への転換に関して、維持管理について懸念を抱かれているようでした。

合併浄化槽は適正な維持管理がされることにより、環境保全が図れるものですので、法定検査を適正に行っていただくよう、山口県と協力して周知を図っていきたいと考えております。

続きまして、議題2「公共下水道全体計画区域の見直し(案)」について説明させていただきます。

住民説明会におきまして、全体計画区域の見直し内容についてのご意見は特にありませんでしたので、前回お示ししました見直し(素案)と大幅な変更はありません。前回の会議でお示しした内容と変わった部分といたしましては、飛び地となっている地域を下水道管で結ぶよう区域図に表示を追加したり、境界整理の精度を上げたりしております。

委員:説明会の結果であまり関心が無いことがよく分かりましたが、説明会の意味が無いという意見もありましたが、事務局の方はどのような取り組みをされておられますか。

事務局:住民説明会のお知らせについては、市の広報とHPに掲載いたしました。前回、委員さんから、班回覧でビラを配ったらどうか、というようなご意見を頂きましたが、市広報に掲載する内容を班回覧するというのは、原則、自治会長さんへの負担が大きくなるため止めてほしいという事がありましたので、班回覧というのは行っておりません。その代わりに公民館に開催のポスターを掲示させて頂いて周知を図ったところです。結果として、ポスターを見てこられたという方もいらっしゃいましたし、広報を見て来られたという方も中にはいらっしゃいました。参加者は少なかったのですが、お越しになられた方のご意見は伺えた、また参加者の方に説明はしっかり行えたというところです。

今後、下水道区域と浄化槽の内容について、後ほど説明します汚水処理施設整備構想、この内容についてパブリックコメントを実施する予定としております。これについても皆さんにまた広報などでお知らせして、意見を頂ける場所を作って参りたいという風に考えております。説明会としては、参加人数が少なかったのですが、出来る限りの方法、活動はしたと考えております。

委 員:住民説明会の意見で、「将来的に下水道が整備をされると聞いていた」というもの がありましたが、どういう風に説明されましたか。

事務局:公共下水道の現状をご説明させていただいて、今後の下水道の機能に必要な施設 を維持していくためには多額な費用がかかって、以後、区域を整備していくこと は困難だという事をご説明して、そのあたりはご理解いただいたという風に思っ ております。

それに代わるものとしまして、合併浄化槽の補助金がありますので、それをご活用いただいて、合併浄化槽の転換にご協力頂きたいということで説明させて頂きました。

委員:質問の中で、維持管理の把握方法というのはどういうことですか。また、合併浄化槽の維持管理、更新費用についての質問はありませんでしたか。

事務局:まず維持管理の確認方法についてです。これにつきましては、年に一回の法定検 査等が必要になりますが、その認識が無いケースがあって、検査をされていない 方もいると思いますので、そういった方々に対して、法定検査が必要だという事 を周知することで維持管理を適正に行っていただくことが重要であると考えてお ります。法定検査をやれば、維持管理が適切にされているかが確認できると思い ます。

もう一点の維持管理費用についてですが、本市においては汚水処理の普及率が低い状況にありますので、まずは汚水処理の普及率向上を図るために合併浄化槽の普及を行い、将来的に普及率が上がってきた段階において、維持管理費用についての手当をどうしていくかというのを検討したいと考えております。

委員:維持管理費用の手当を追加されるとのことですが、浄化槽の大きさに関わらず、 手当てが出るという事でしょうか。

事務局:全国的に見れば、既に維持管理費用を手当している自治体もあります。一律で金額を決めているところもあれば、水量によって差をつける方法もあります。そのあたりも含めて、もう少し研究しながら考えていきたいと思います。現状は、汚水処理の普及率の向上を最優先で進めていきたい、ある程度汚水処理の普及率が高まった段階において維持管理費用への手当へと転換を考えていこうと思います。

委 員:合併浄化槽ですが、一軒の家でもう一つ設置したい場合、それは可能でしょうか。 その場合も補助金は出るのでしょうか。

事務局:合併浄化槽の補助金の要件がありますので、ケースによって出る場合と出ない場合があると思います。個別に相談いただいた方がいいと思います。

委員:分かりました。ありがとうございます。

(3) 汚水処理施設整備構想(案) について

委員長:議題3について事務局より説明をお願いします。

事務局:それでは、議題3について説明させていただきます。

まず、汚水処理施設整備構想とはどういったものかについて、ご説明いたします。 公共下水道や農業集落排水施設,浄化槽などの家庭や事業所から発生する汚水を 処理する施設を「汚水処理施設」と呼んでいます。

「汚水処理施設整備構想」とは、市内全ての地域で効率的な汚水処理施設の整備を推進するため、各種汚水処理施設の有する特性を踏まえ、地域特性等を考慮し適正な整備手法を選定するための基本方針を示すものです。

11ページをご覧ください。

公共下水道の計画から整備までの流れですが、汚水処理施設整備構想で、公共下水道や農業集落排水などの集合処理施設を整備するエリアや、合併浄化槽などの 個別処理施設を整備するエリアを決定します。

その後、各種上位計画との整合を図りながら、市内における公共下水道を整備する区域として、公共下水道全体計画を策定します。

この度の見直しでは、令和8年度までに下水道整備進捗率95%以上を目指さなければならないという、課題がありましたので、先に公共下水道全体計画を想定して、汚水処理施設整備計画に反映した形で整理をしております。

資料3として、山陽小野田市汚水処理施設整備構想(案)をお配りしております

ので、ご覧ください。

2ページをご覧ください。

市町村合併前の平成 10 年に小野田市と山陽町でそれぞれ汚水処理施設整備構想を策定しておりましたが、市町村合併後の平成 22 年に山陽小野田市としての汚水処理施設整備構想を策定し、平成 27 年に第1回の見直しを行い、この度が第2回の見直しということになります。

汚水処理施設整備構想は都道府県が市町村と連携しながら策定することとなって おり、本市の汚水処理施設整備構想を策定した後、県内各市町から提出されたも のを県がまとめて作成するといった流れになっております。

3ページに汚水処理施設の概要として、汚水処理施設の効果や汚水処理施設のしくみについて記載しております。

先ほど申しました集合処理施設は、3ページの中ほどに記載しておりますとおり、 家庭や事業所から発生する汚水を下水道管で集め、終末処理場で処理するもので、 公共下水道や農業集落排水がこれにあたります。

個別処理施設は、家庭や事業所ごとに浄化槽を設置して、汚水を個別に処理する もので、合併浄化槽がこれにあたります。

4ページをご覧ください。

汚水処理施設整備事業の種類を掲載しておりますが、本市で実施している事業としましては、赤で囲んでおります公共下水道事業や農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業となっております。

5ページをご覧ください。

本市の現状と課題について掲載しております。

汚水処理施設の整備状況について、本市の汚水処理普及率は表の黄色で塗られております「整備済計」と書かれた欄になりますが、令和2年度末時点で82.3%となっており、整備手法別では、公共下水道が55.6%、農業集落排水が2.5%、浄化槽が24.3%となっています。

6ページをご覧ください。

令和2年度末時点の汚水処理施設について掲載しております。

公共下水道事業では、小野田処理区と山陽処理区のそれぞれに処理場がありまして、農業集落排水事業では、小野田西地区、仁保の上地区、福田地区の3地区にもそれぞれ処理場がありました。そのうち、小野田西地区につきましては、前回の汚水処理施設整備構想におきまして、隣接する公共下水道事業である小野田処理区に統合することが経済的に有利であるとの結果から、公共下水道への接続をするための下水道管の整備を行い、令和3年度に公共下水道への統合が完了しております。

7ページをご覧ください。

汚水処理における課題について掲載しております。

1つ目に汚水処理施設への早期接続ということですが、下水道管が整備されても、 経済的負担等の理由から接続が遅れている状況があります。使用料にも影響しま すので、早期接続を促進していく必要があります。 2つ目の汚泥の有効利用とありますが、汚水処理をしますと、汚泥が発生します。 現在は、この汚泥の処理をごみ処理施設の排熱を利用して乾燥させ、ごみ焼却施設で焼却し、焼却灰についてはセメント原材料の一部に有効利用していますが、 今後も有効利用方法を検討するとともに、汚泥処理費の削減を図る必要があります。

3つ目として浄化槽への転換についてです。

し尿のみを処理するみなし浄化槽の新設は、平成 13 年4月から原則禁止となっておりますが、環境への意識が高まらないと、なかなかお金をかけて合併浄化槽への転換に至らないといった状況にあります。

令和2年度から、このみなし浄化槽から合併浄化槽への転換について、浄化槽の 上乗せ補助金の制度が始まっております。今後も周知を図りながら、合併浄化槽 への転換を促進していきたいと考えております。

8ページをご覧ください。

汚水処理施設整備構想の主な見直し内容について、掲載しております。

目的といたしましては、近年の社会情勢や経済情勢の変化に対応した構想の見直 しが求められておりまして、8ページの8行目からになりますが、そこで、今回 の見直しでは、公共下水道について、令和8年度末における下水道事業整備進捗 率95%以上を目指すとともに、公共下水道での整備が困難な地域に対して、合併 浄化槽の普及促進を図ることにより、汚水処理施設の早期概成が達成できるよう、 汚水処理施設整備構想の見直しを行おうとするものです。

策定方法としましては、集合処理施設と個別処理施設について、経済比較を行い、 経済的に有利となる汚水処理施設を選定することになります。

また、この度の見直しでは、令和8年度末までに下水道整備進捗率95%以上を目指すため、下水道未整備区域を複数のブロックに区分し、各ブロックにおける「人口密度」、「管渠整備費」、「用途地域内外」などの観点から、整備の優先順位を決めて下水道整備計画区域に設定し、汚水処理施設整備構想に反映しております。11ページをご覧ください。

汚水処理施設整備構想の将来人口の推計結果を掲載しております。

将来人口の推計は、区域見直し後の人口で示しています。

この中で、小野田西地区につきましては、令和3年度に農業集落排水の地区を公共下水道に統合したため、令和7年度以降は表示がなくなり、公共下水道の小野田処理区に人口を計上しております。

検討結果としましては、公共下水道は小野田処理区、山陽処理区について、区域 を縮小して集合処理施設として継続することとしています。

また、農業集落排水について、整備事業は完了しているものの、施設の改築・更新を行いながら、集合処理施設として継続することとしています。

12ページをご覧ください。

汚水処理整備計画を示しておりますが、この表の下から2行目に下水道整備進捗率を表示しております。目標としております令和8年度に95%を達成する見込みとなっております。また、汚水処理人口普及率につきましては、令和20年ごろに

95%を達成する見込みとなっております。

最後に、汚水処理施設整備の構想図として、資料3の巻末に「山陽小野田市汚水 処理施設整備構想図」を添付しております。

図面右下に凡例を記載しておりますが、オレンジ色で塗られたところが単独公共下水道事業、緑色で塗られたところが農業集落排水事業、色が塗られていないところについては、個別処理となりまして、合併浄化槽により汚水処理を行っていくことになります。

以上で議題3の説明を終わります。

委員:下水道未整備区域に関して、複数のブロックに分けてというお話が、前回の委員会で説明頂いた内容であったと思いますが、その優先順位を決定する際に、従前からの地域の要望をふまえてというお話があったと思いますが、先程の説明会の時の回答を伺いますと、その記述は今回無くなったという事で理解してよろしいでしょうか。

事務局:従前から強い要望のあったところは、既に詳細設計を行っておりましたので、整備する区域に含めております。

委員:ということは、未整備区域に当たらないという事で理解してよろしいでしょうか? 事務局:未整備区域には当たらないという事で理解してもらって構いません。

委員:7ページにみなし浄化槽とありますが、単独浄化槽のことですか。5ページの浄化槽事業で24.3%とありますが、この中にみなし浄化槽は入っていますか。

事務局:入っていません。

委員:みなし浄化槽は未整備に入っているという事ですか。

事務局:その通りです。

委員:表記が、合併浄化槽となっていたり浄化槽となっていたりで分かりづらいのですが、何か意味があるのでしょうか。後ろの用語解説を読まなければ、ここが誤解されるような気がします。

事務局: 浄化槽なのか、合併浄化槽なのか、みなし浄化槽なのか確認して、わかりやすく なるよう修正したいと思います。

委員:合併浄化槽がいかにもいいような感じですけど、確かに水質はそうだと思います。 ただ、合併浄化槽ははっきり言って害虫がいっぱい出ます。そういうことを頭に 入れておいていただければと思います。

(4) 提言書(案) について

委員長:議題4について事務局より説明をお願いします。

事務局: それでは、議題4について説明させていただきます。

資料4の公共下水道全体計画の見直しに関する提言書(案)をご覧ください。 表紙をめくっていただきますと目次があろうかと思います。

構成といたしまして、「1.提言にあたって」、「2.公共下水道事業の現状」、「3.公共下水道事業の課題」、「4.公共下水道と合併浄化槽の比較」、「5.委員会としての提言」、「6.参考資料」となっております。

提言書(案)の1ページをご覧ください。

「1. 提言にあたって」について、読まさせていただきます。

公共下水道は、第2次世界大戦後、都市への人口集中・増加が進み、都市の発展 とともに計画的に整備が進められてきた。しかしながら、近年は人口減少や少子 高齢化、施設の老朽化等の下水道事業を取り巻く環境が変化し、事業運営が厳し くなってきている。

このような状況から、公共下水道や合併浄化槽等の各々の特性、効果や経済性等を十分検討し、住民の理解も得ながら地域に適した汚水処理施設の整備手法を選択し、地域特性を考慮した整備区域の見直しを図ることが重要である。

そこで、山陽小野田市下水道事業検討委員会では、公共下水道全体計画区域の見直しや公共下水道から合併浄化槽に転換となった地域への対応について、計4回の検討を行い、提言を取りまとめた。

としております。

次に「2.公共下水道事業の現状」といたしましては、

本市の公共下水道は、小野田処理区は1971年(昭和46年11月)に事業着手し、これまで742haの整備が行われ、山陽処理区は1976年(昭和51年2月)に事業着手し、これまで344haの整備が行われているが、下水道処理人口普及率は令和2年度末現在55.6%と全国平均80.1%を大きく下回っている。

近年は、これまで整備した施設の老朽化対策による改築・更新費用が増加傾向にあり、令和元年度に策定したストックマネジメント計画によると、終末処理場及びポンプ場の改築・更新費用に年間約5億円かかることが想定されている。

また、公共下水道事業は、多額の資金を必要とするため、これまでに充てた企業 債の償還金、いわゆる借金の返済になりますが、下水道財政に大きな負担となっ ている。一方、収入においては、節水機器の普及や人口減少等による有収水量の 減少により、使用料収入の減少が見込まれ、経営環境は今後厳しさを増すと予想 される。

このような厳しい財政状況の中で、将来にわたり安定した公共下水道事業を継続していくには、現況や課題等を踏まえ、財源の確保と効果的な事業経営を図る必要がある。

という内容で、本市の公共下水道の現状について記載しております。 2ページをご覧ください。

次に「公共下水道事業の課題」についてですが、

- 「(1) 未整備地域について」ということで、これまで 660 億円もの事業費を投じ、公共下水道を整備してきたが、令和 2 年度末の下水道処理人口普及率は 55.6%となっており、国や県の平均と比較すると低い状況にある。全体計画区域 の残り約 1,590ha を整備するには約 200 億円の事業費が必要と試算されており、 完成するまでに相当な時間を要することになります。
- 「(2) 既存施設の老朽化」ということで、本市は、2か所の終末処理場、1か所の雨水排水ポンプ場、3か所の汚水中継ポンプ場を所有しているが、いずれも供用開始から30年以上が経過し、これらの改築・更新工事に事業費が嵩んでいる。令和元年度に策定したストックマネジメント計画では、これらの施設を維持して

いくために年間約5億円かかることが試算されている。

「(3) 人口減少に伴う下水道使用者への負担が増大」

本市の将来人口は、令和元年度に改訂した「山陽小野田市人口ビジョン」によると、令和27年度には約52,500人と、今より約8,000人減少することが予想されている。

一方で、管渠や処理場を整備すれば資産が増加するため、維持管理費や改築・ 更新費の増大が懸念される。また、人口減少や節水型トイレの使用等により、使 用料収入の減少が予想され、適切に施設を維持していくためには使用料金の見直 しが必要となり、下水道使用者への負担が増大する可能性がある。

「(4) 汚水処理の10年概成」

汚水処理を所管する国土交通省、農林水産省、環境省が連携し、平成26年1月に「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を策定し、人口減少等の社会状況の変化を踏まえ、今後10年程度での未整備区域における汚水処理施設の概成、この概成とは、令和8年度末までに汚水処理人口普及率95%以上を意味しておりまして、これを目標とした整備計画を策定することとされています。

以上の課題を踏まえ、今後も持続可能な汚水処理を行っていくためには、合併浄化槽による個別処理への転換も視野に入れた下水道区域の見直しが必要となって おります。

ここで、合併浄化槽への転換を行うため、3ページに「公共下水道と合併浄化槽 の比較」について記載しております。

「(1) 合併浄化槽について」ということで、

合併浄化槽は、家庭の汚水(トイレ、お風呂、台所など)すべてを処理するため、 使用する感覚としましては下水道と同様である。また、現在の合併浄化槽は、適 正な保守点検を行うことによって、その処理水質は下水道と遜色ないものとなっ ている。

公共下水道は、終末処理場に近い下流から管渠整備を行うため、上流の地区では 下水道接続までに相当の期間を要するのに対し、合併浄化槽は、地区に関係なく 短期間で整備が可能であり、早期に水洗化が可能となる利点もある。

次に「(2) 初期費用と維持管理費用の比較について」ですが、

公共下水道と合併浄化槽において、水洗化に伴う初期費用のうち、個人負担額に 着目すると、公共下水道の場合は、受益者負担金が、合併浄化槽の場合は設置費 用が必要となる。本市の現状で比較した場合、合併浄化槽の方が個人負担額はお よそ4倍高くなっています。

同様に、維持管理費用の場合、下水道では下水道使用料が、合併浄化槽では清掃・保守点検費用、法定点検費用、電気代が必要となる。下水道使用料は使用水量に応じて増減するのに対し、合併浄化槽の維持管理費用は基本的には一定であることから、維持管理費用の単純な比較は困難である。と考えております。

ここまでの、現状と課題につきましては、これまでの検討委員会の中で、ご説明させていただいて、皆様に議論いただいたと思います。

それらの内容について、資料5として「これまでの検討委員会のまとめ」という ことで、表にまとめてみました。

表の左側に会議の回数「第1回」と書いてあると思いますが、次の列に議題やその内容、主な質疑をまとめ、一番右側に提言の要素となりそうなものを抽出しております。

- ・代替の汚水処理手法である合併浄化槽について、補助率を上げられないか
- ・浄化槽の維持管理について、法律で定められているので市民へ周知を図ってほしい
- ・パブリックコメントを含め、市民によく知ってもらうことが必要などの意見があったかと思います

資料5の2枚目に第2回の会議のものをまとめておりまして、提言要素としましては、

- ・区域の縮小候補地素案を提示させていただいたところ、優先順位の設定方法に ついて、概ね理解が得られた
- ・都市計画税のこともあるため、街路事業も含め、都市計画全体としてどの様に していくのかを考えておく必要がある
- ・都市計画事業の様に、市として計画が明らかになった場合は下水道整備についても考えられる

この、3つ目内容につきましては、主な質疑の⑨にあります「将来人口とか将来のまちづくりに関しての地域にも優先度を与えるような視点はないのか。」という質問に対しまして、「都市計画事業の様に計画がはっきりしていないと考慮は難しい。」という内容をまとめたものにしております。

3枚目は、第3回の会議のものをまとめたものになりますが、住民説明会前ということで、区域縮小候補地素案を説明させていただき、代替施策素案として合併 浄化槽の上乗せ補助(案)を提示させていただきました。その議論の中で、提言 要素としましては、

- ・合併浄化槽の上乗せ補助について、概ね理解が得られた
- ・合併浄化槽について、定期点検を怠らないよう、住民への周知をお願いしたい
- ・区域の縮小にあたり、都市計画税の是非も含めて丁寧な説明が必要
- ・令和8年度までに概成というのはどこの市町村も同じ状況であるため、市町間等を通じて国や県に対し補助率を上げてもらうよう要望すべきではないかといったものを抽出させていただきました。

これらの内容を踏まえまして、まとめましたのが、「5. 委員会としての提言」となります。

公共下水道全体計画の見直しについて、本委員会として以下の提言を行う。

提言1 公共下水道全体計画区域の見直し

今後の人口減少社会に対応し、持続可能な下水道運営を行っていくためには、全体計画区域をすべて公共下水道で整備するのは困難と考えられることから、全体計画区域の縮小はやむを得ないと考える。

ただし、都市計画事業など、将来的な市街化が担保される場合においては、既設

の下水道施設の能力を考慮しつつ全体計画区域の見直しを検討すべきと考える。 また、区域の見直しにあたっては、住民理解が得られるよう、丁寧な説明や対応 に努めていただきたい。

提言2 公共下水道と合併浄化槽の差額の軽減策

公共下水道全体計画の見直しにより、公共下水道から合併浄化槽に転換する地域の家屋については、経済的負担による不公平感を軽減するため、全体計画区域から除外される以下の地域に対して、公共下水道と合併浄化槽の初期費用における差額相当分の補助金の上乗せを検討すべきである。

- (1) 事業計画区域内で全体計画区域から除外される地域
- (2) 事業計画区域外の用途地域内で全体計画区域から除外される地域

提言3 合併浄化槽設置補助金の予算確保

早期に汚水処理の普及率向上を図るため、合併浄化槽設置に対する補助金は、上乗せ補助金を含め、予算確保に努めていただきたい。

また、令和8年度末までに汚水処理整備の概成を求められているのは、全国的なものであるため、合併浄化槽の設置需要を見定めながら、他の市町と連携して国や県に対し、合併浄化槽設置の補助率を上げてもらうよう要望すべきと考える。

提言4 合併浄化槽の維持管理

合併浄化槽は、適正に維持管理することで環境保全が図れることから、合併浄化槽の適正な維持管理の必要性について理解が得られるよう、啓発・広報活動に努めていただきたい。

また、汚水処理整備を優先するため、限りある予算の中で維持管理費への補助制度は困難であると理解するが、汚水処理整備率が高まった段階において、維持管理費に対する補助制度についても検討いただきたい。

最後に、汚水処理施設整備の早期概成に向けて、あらゆる財源の確保及びコスト縮減など、より一層、効率的な整備が望まれる。本委員会の提言を参考にして、十分に検討を行った上で、関係者との合意形成を図り、事業を進めていただきたい。としております。

6ページをご覧ください。参考資料として、これまでの検討員会の検討経過について掲載しております。

委員:1ページの提言にあたってという事で、下から2行目ですが、公共下水道から合併浄化槽に「転換となった地域」、は「転換となる地域」の方がいいでしょうね。 事務局:修正します。

委員:提言1の、下から2行目、住民理解が得られるよう丁寧な説明や対応に努めていただきたい、とありますが、これについては具体的に考えておいた方がいいと思います。都市計画案が通ったとして、補助の開始が始まるのは翌年度になる訳ですよね。それを含めて相談窓口や、補助制度についての周知が必要だと思います。

委員:住民説明会の時の意見で溝掃除の話がありましたが、地元にとっては大変負担に なっています。浄化槽からの排水を流すには溝掃除をしなければいけないと思い ますので、高齢化が進んで住民でできなくなったら小規模土木事業でやるしかな いと思っています。 場合によっては市道の側溝に流すこともあるかもしれませんので、部の中で調整しておいていただければと思います。

それから、住民の中には都市計画税イコール下水だと思っている人が多いのではないかと思います。提言書には、維持管理に関する補助制度について検討していただきたい、という内容も入っているので、これについても十分検討して、また、下水道から浄化槽に変更となった区域についてはとりわけ十分な対応を考えていただければと思います。都市計画税については、税率の変更についての意見も出てくるのではないかと思われますので、対応が必要だと思います。

- 委員: 今委員が言われたように、維持管理に関する補助制度について、溝掃除などの管理を自治会で行うのに高齢化が進んでいるため、国や市の方で地域に対する補助がいただけたらありがたいと思います。
- 委員:提言の内容についてはいいと思います。先ほどから出ている溝掃除については、 既に業者に頼んでいる地区もあります。いずれ地元でできなくなってくれば、要望などの取りまとめをしないといけないと思っています。 それから、提言書を提出した後の周知方法についても、自治会の人が理解できる

事務局:自治会等への周知の方法についてですが、市の広報に掲載し全戸配布という方法 の他に、何らか方法が無いか考えたいと思います。

2 その他

今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

ように考えていただきたいと思います。

本日いただきましたご意見を踏まえまして、提言書(案)を修正したものを皆様に送付させていただこうと考えております。

その後に、本検討委員会の代表といたしまして、北條委員長から直接、市長へ提言書を提出する場を設けたいと考えております。

また、汚水処理施設整備構想につきましては、3月にパブリックコメントを実施したいと考えております。

そして、令和4年度中に、都市計画下水道の変更や公共下水道事業計画の変更手続きを 行い、令和5年4月から合併浄化槽の上乗せ補助を開始したいと考えております。

3 閉会